

資料11

令和2年5月5日
保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

※下線部は4/21時点からの変更箇所

1. 国内外における発生状況

・発生状況（厚生労働省発表 5/4 版）

	感染者	うち死亡者	備考
海外の国・地域	<u>3,445,632</u>	<u>245,916</u>	・202カ国・地域
日 本	<u>15,057</u>	<u>510</u>	・うち、チャーター便帰国者 <u>15</u> 名 ・うち、空港検疫 <u>147</u> 名 (無症状病原体保有者 <u>1,069</u> 名含む)
そ の 他	<u>712</u>	<u>13</u>	・国際輸送案件（クルーズ船）
合 計	<u>3,461,401</u>	<u>246,439</u>	

2. 県内の状況

①確定患者・・・88名（5/4時点）

総計	入院中	宿泊施設療養中	自宅療養中	退院・療養解除	死亡	入院調整中
88名	10名	6名	0名	72名	0名	0名

※別紙「新型コロナウイルス感染症 県内感染動向」参照

②行政検査数・・・2,110件（2/1～5/4時点判明分）

(2) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」関係

①2/21 乗船者で新型コロナウイルス感染症患者1名（無症状病原体保有者）を県内感染症指定医療機関において入院を受入（60代男性1名）。3/2 退院基準を満たし退院

②下船者のフォローアップ

新型コロナウイルス検査陰性確認後に下船した県内在住者の健康状態の観察

2/19 下船	5名	} ・うち1名は、上記(1)①の確定患者 No.1。3/10 退院 ・うち1名は、上記確定患者の濃厚接触者。3/14 PCR 検査陰性 ・うち7名は、下船後14日間、管轄保健所において毎日電話による体調確認の後、PCR 検査を実施。7名全員が陰性
2/20 下船	2名	
2/21 下船	2名	
計	9名	

3. WHO（世界保健機関）及び国の対応

<世界保健機関（WHO）>

- ・1/31 未明、新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表
- ・2/11 新型コロナウイルス関連肺炎について「COVID-19」と命名
- ・2/17 新型コロナウイルス感染症の致死率が2%程度である旨の見解
- ・2/28 世界的危険度（4段階）を最高レベルの「非常に高い」へ引き上げ
- ・2/29 調査報告書公表。致死率3.8%。
- ・3/11 新型コロナウイルス感染症について「パンデミック（世界的な大流行）」を宣言

<国（主に厚生労働省）の対応>

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定（1/28 公布・2/7 施行）→WHO の PHEIC 宣言を受け2/1に前倒し施行。

- ・厚生労働省電話相談窓口を設置（1/28 18時開設，2/7 からフリーダイヤル化）
- ・内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（1/30）
- ・政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」取りまとめ（2/13）
- ・検疫法上の隔離・停留を可能とする措置を講ずる（2/13 閣議決定，2/14 政令施行）
- ・感染症法上の入院措置・公費負担等の対象に無症状病原体保有者が追加（2/13 閣議決定，2/14 政令施行）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催（2/16，2/19，2/24，2/29，3/2，3/9，3/17，3/19，3/26，4/1，4/6，4/7，4/11，4/22，5/1，5/4）
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」発出（2/17）
- ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」発出（2/20）
- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について」発出（2/21）
- ・「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための留意点について」発出（2/24）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」発出（2/25）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」発出（文部科学省）（2/28）
- ・新型コロナウイルス PCR 検査の保険適用を開始（3/6）
- ・国の対策本部において，「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」取りまとめ（3/10）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法改正（新型コロナウイルス感染症を対象に追加）（3/14 施行）
- ・新型インフルエンザ等対策特別特措法に基づく政府対策本部を設置（3/26）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定（3/28），改正（4/7，4/11，4/16，5/4）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（3/19，4/1，4/22）
- ・新学期からの学校再開についての新たなガイドライン（文部科学省）（4/1）
- ・国の対策本部において，7都府県（埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，大阪府，兵庫県及び福岡県）を対象に法律に基づく緊急事態を宣言（期間：4/7～5/6）（4/7）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定（4/7，4/20）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大（4/16）
- ・緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長（5/4）

【検疫関係】

（仙台空港関係）

- ・仙台空港検疫所では，サーモグラフィーによる計測を実施（36.5度以上感知の場合別室で健康状態を確認）。健康カードを配布し感染防止対策を強化（1/25～）
- ・中国及び韓国からの到着便内において，健康カードと質問票（湖北省など滞在歴や健康状態を確認）を配布し対策を強化（中国便 2/8～，韓国便 2/27～）
- ※健康カードと質問票を配布する対象国は随時追加（イタリア，スペイン等）
- ※現在，国際線については，全て運休中

（港湾関係）

- ・仙台出入国在留管理局が旅券，滞在歴を仙台検疫所が健康状態を確認

4. 県の対応

（1）緊急事態措置

区域：宮城県全域

期間：令和2年4月17日から5月6日まで

内容：①外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

②催物の開催自粛の要請（特措法第24条9項）

期間：令和2年4月25日から5月6日まで

内容：施設の使用停止の要請（特措法第24条9項）

期間：令和2年4月24日から5月6日まで

内容：商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止について（特措法第24条9項）

期間：令和2年4月29日から5月6日まで

内容：施設の使用停止要請及び要請した旨の公表（特措法第45条2項及び4項）

（2）市内情報連絡体制の整備

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（1/27）
- ②新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催（1/27, 2/21, 2/29, 3/26, 4/9, 4/17, 4/21）
（3/26～は危機管理対策本部会議と併催）
- ③新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催（1/31, 4/27）
- ④情報連絡員会議（1/24, 1/29, 2/7, 2/14, 2/21, 2/28, 3/6, 3/13）
- ⑤イントラネット等による情報共有（1/16～）
- ⑥新型コロナウイルス感染症対策本部地方対策本部の設置（2/21）、会議の開催（2/25～）

（3）外部有識者との連携

- ①宮城県感染症対策委員会専門部会会議の開催（1/29）
- ②新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーチーム会議（3/27）

（4）県民等への周知・相談体制の整備

- ①新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）の開設（2/4～）
電話番号：022-211-3883
022-211-2882 ※回線数を段階的に拡充（4/1, 4/4, 4/5）
相談件数 31,944件（5/4対応分まで延べ相談件数）
※今後、コールセンターの多言語化を図る予定
- ②記者会見や県ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策サイト）での周知・注意喚起
・新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する県民の皆様への緊急メッセージ（4/3）
・宮城県医師会長、東北大学病院長、東北医科薬科大学特任教授と知事の共同記者会見（4/9）
・新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者や療養中の患者及びその家族に対する風評被害根絶に向けた知事メッセージ（4/13）
・東北・新潟緊急共同宣言（知事と仙台市長の共同記者会見）（4/24）
- ③県民向けチラシ作成（日本語・中国語・英語版）
- ④緊急事態宣言相談ダイヤルの開設（4/18～）
電話番号：022-211-3332
相談件数 6,160件（5/1対応分まで延べ相談件数）

（5）医療体制の確保

- ・県内感染症指定医療機関（7病院29床）
- ・帰国者・接触者外来（22カ所）
※仙台市においてドライブスルー方式による「帰国者・接触者外来」の実施（4/21～）
- ・帰国者・接触者相談センター（7保健所2支所）
※仙台市も帰国者・接触者相談センターを設置
- ・宮城県感染症ネットワーク会議（行政及び感染症指定医療機関等）（2/6）

- ・新型コロナウイルス感染症対策（医療機関向け）セミナーの開催（2/6）
- ・県内の一般診療体制に係る打合せ（県及び仙台市医師会・仙台市・宮城県・宮城県感染症対策委員会委員長）（2/25）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る県内主要病院長会議（3/31）
- ・厚生労働省クラスター対策班派遣（4/2～）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部（仮称）の設置に係る関係者打合せ（4/6）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部の設置（4/9）
- ・入院受入協力医療機関（9病院49床4/9時点）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部「患者搬送コーディネーター」会議（4/10, 4/15）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部 WEB 会議（4/21, 4/23）
- ・軽症者の宿泊療養施設への受入開始（4/16～）

（6）検査体制の整備

- ・保健環境センターにおけるウイルス検査の実施（1/30 19時～対応可）
※仙台市衛生研究所においても検査を実施
- ・検査実施可能機関の拡充に向け医師会等と調整。宮城県医師会健康センターにおける検査の実施（3/11～）
- ・PCR検査の保険適用に伴う医療機関向け説明会開催（3/10）
- ・宮城県PCR検査調整会議開催（3/27）
- ・県内におけるPCR検査可能件数 180件/日

（7）県内の医療資材の流通状況

- ・マスク及び消毒薬については、医療機関・薬局への供給に時間はかかるものの、組合にて対応に努めている状況（4/10時点）

（8）国への要望等

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（全国知事会）（2/5）
- ・新型コロナウイルス対策に関する緊急要望（全国衛生部長会）（2/5）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言（全国知事会）（2/21）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言（全国知事会）（3/6）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言（全国知事会）（3/6）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（全国知事会）（3/18）
- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言（全国知事会）（3/18）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望（全国知事会）（3/18）
- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について」要請活動（全国知事会）（3/24）
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言（全国知事会）（3/25）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請（全国知事会）（3/30）
- ・「緊急事態宣言」を受けての緊急提言（全国知事会）（4/8）
- ・全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言（4/17）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（全国知事会）（4/23, 4/29）
- ・ 緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言）（全国知事会）（5/5 予定）

等

（9）その他対応等

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催イベント・会議等の考え方について」記者発表（2/27）
- ・ 県内での患者発生を受け、上記考え方の適用期間を3/31まで延長（2/29）
- ・ 国内の患者発生状況、感染症対策専門家の助言を踏まえ、上記考え方の適用期間を当面の間とし、大規模イベントの目安を50人以上に変更（3/30）
- ・ 仙台市からの依頼を受け厚生労働省にクラスター対策班の派遣を要請（4/1）
- ・ 外出自粛に伴う県施設の体制についての基本方針（4/9）
- ・ 使用制限対象施設の整理（4/9）

（10）各部局等における対応等

<総務部>

- ・ 関係機関（消防本部(局)、LPガス協会、宮城大学、私立学校等）への周知（随時）
- ・ 県庁行政庁舎出入口に手指消毒薬設置、各合庁管理者に情報提供及び各合庁の対応確認（1/31）
- ・ ラジオ（TBC、FM仙台、コミュニティーFM）、新聞（河北、中央4紙）による相談窓口等に関する県民向け広報の実施（2/14～）
- ・ 県政だより（5・6月号）での相談・支援窓口等に関する県民向け広報の実施（5/1発行）
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症の予防について各所属長宛て文書通知（2/19, 2/28, 4/8, 4/16）
- ・ 職員の時差勤務制度の積極的活用の周知（2/27）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について通知（各私立学校）（2/28）
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（2/28）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した特別休暇の取扱いについて通知（2/28, 3/10, 3/24, 4/2）
- ・ 所得税等の確定申告期限延長の周知（3/13）
- ・ 県税の徴収猶予等の周知（3/23）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応業務に係る週休日の振替期間の延長について通知（3/24）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る使手数料の返還措置等について各部局長宛て通知（3/3, 3/25, 4/20）
- ・ 人事異動等に伴う職員の健康確認等の実施について通知（4/2）
- ・ PCR検査のための検体採取等の支援について自衛隊に災害派遣（①4/4～6, ②4/13～15, ③4/20～）を要請（①4/3, ②4/12, ③4/20）
- ・ 感染が疑われる職員が発生した場合の対応等について通知（4/7）
- ・ 休憩時間の変更について通知〔11:30～、12:30～を追加〕（4/7）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業について通知（各私立学校）（4/7）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（4/7）
- ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における県庁業務継続のための対応等について通知（4/7）
- ・ 公務研修所での研修を中止。ただし、新任職員研修は、5月中旬に各所属で実施（4/9）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長について通知（各私立学校）（4/13）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（4/13）
- ・ 感染が疑われる職員に自宅待機を命じた場合の職務専念義務の特例について通知（4/14）

- ・正しい手洗いの方法に関するリーフレットを各階給湯室及びトイレに掲示（4/15）
- ・新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の消毒について通知（4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた WEB 会議の実施について通知（4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に向けた勤務時間等の柔軟な運用について通知（4/20）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況における県庁業務継続について管理者メルマガで周知（4/20）
- ・県政広報展示室（県庁 18 階）の利用休止及び県庁見学の受入停止（4/20～）
- ・特別定額給付金（仮称）事業の実施について，市町村宛て周知（4/20）
- ・特別定額給付金（仮称）事業の円滑な実施に向けて，市町村課内に「特別定額給付金支援チーム」を設置（4/20）
- ・特別定額給付金（仮称）事業に係るホームページを立上げ（4/23）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に対する寄附金の受付開始（5/1～）

<震災復興・企画部>

- ・関係機関（東北電力(株)，県内ガス事業者，県内交通事業者等）への周知（随時）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議（WEB 会議）（4/10，4/22）

<環境生活部>

- ・関係機関（宿泊事業者，感染性廃棄物取扱事業者，県内水道事業者等）への周知（随時）
- ・県ホームページで新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法について注意喚起（3/2）
- ・県ホームページで国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制について注意喚起（3/11）
- ・県ホームページで「新型コロナウイルスの感染拡大に係る NPO 法人の運営等について」の情報を掲載（4/13）
- ・インターネットカフェ等への休業要請に伴う代替施設としての宿泊施設の提供を事業者や関係団体に協力要請及び県ホームページで募集開始（4/21），県ホームページで協力宿泊施設一覧を掲載し紹介開始（4/22）
- ・県ホームページで特別定額給付金に関連した特殊詐欺等について注意喚起（4/23）

<保健福祉部>

- ・関係機関（市町村，保健福祉事務所・保健所，社会福祉施設等）への周知（随時）
- ・仙台市（保健所設置）及び県医師会との連携
- ・保健所の感染対策体制の確認（1/31）
- ・新型コロナウイルス感染症に関するメディア向けセミナーの開催（2/3，2/12）
- ・診療体制確保のため，県・市町村の備蓄マスクについて県医師会を通じた一般診療所等への配付を決定（2/12）。順次配布（2/12～）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出（2/28）
- ・県内初の感染者の確認を受け，福祉施設等における感染対策の徹底について，改めて周知（2/29）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について通知（3/2，4/7，4/13）
- ・社会福祉施設等への衛生用品（マスク・消毒液）の配布（随時）
- ・緊急小口資金等の特例貸付の実施について関係機関へ周知（3/10）
- ・生活福祉資金（緊急小口資金等特例貸付）について，宮城県社会福祉協議会が市町村社会福

- 祉協議会を窓口として、申請の受付を開始（3/25）
- ・傷病手当金（国民健康保険、後期高齢者医療）の財政支援等の市町村等への周知（3/10）
- ・LINE 公式アカウント「宮城県-新型コロナ対策パーソナルサポート」開始（3/30）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援等の市町村等への周知（4/8）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する北海道東北地方知事会構成道県と厚生労働省の意見交換会（4/14）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出（4/13）
- ・「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」発出（4/11, 4/13）
- ・住居確保給付金に係る支給対象が拡大されたことによる申請の受付が、生活困窮自立相談窓口で開始（4/20）
- ・保育所・放課後児童クラブ等の対応について、利用自粛の協力等を求める知事メッセージ公表（4/21）
- ・「緊急事態宣言後の放課後児童クラブの対応について」発出（4/21）
- ・「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」発出（4/21）
- ・トヨタ自動車東日本株式会社から支援車両の無償借受（4/24）
- ・東北大学と富士通株式会社が共同開発した健康観察システム「新型コロナウイルス感染症対策支援チャットサービス」の利用開始（4/24）
- ・保健福祉部長・保健福祉事務所長等 WEB 会議の開催（4/30）

<経済商工観光部>

- ・関係機関（みやぎ工業会、商工会連合会、関係企業・団体等）への周知（随時）
- ・大連事務所等を通じた情報収集
- ・外国人への情報発信、相談体制の整備
- ・県大連事務所の職員 2 名の帰国（2/8）
- ・中小企業等向け経営相談窓口の設置（2/18）
- ・金融機関に対して、中小企業者への柔軟な対応について依頼（2/25）
- ・県内経済団体（県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県経営者協会、県中小企業家同好会）へ新型コロナウイルス感染防止に資する労働環境の整備に係る緊急要請を実施（2/26）
- ・県内経済団体等へ、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止風邪症状がある従業員及び小・中学校等の臨時休業により影響を受ける子どもを持つ従業員が休みやすい職場環境の整備やテレワーク、時差通勤の活用等について会員事業者及びその従業員等の関係者に対して周知するよう依頼（2/29）
- ・売上げの減少などの影響を受けた中小企業者に対し、県制度融資（「セーフティネット資金（保証 4 号・5 号）」・「災害復旧対策資金」）により、円滑な資金調達を支援（3/2～）
- ・県ソウル事務所の職員 1 名の帰国（3/8）
- ・県内企業に向け、感染防止のための取組促進を目的に、「新型コロナウイルス対応」のための職場で役立つ WEB セミナーを公開（3/13）し、採用活動に関する内容を追加公開（4/3）
- ・県制度融資「危機関連対策資金」の取扱いを開始（3/13）
- ・グループ補助金における高度化スキーム貸付の償還について、柔軟に対応（随時）
- ・県制度融資（「セーフティネット資金（保証 4 号・5 号）」及び「危機関連対策資金」利率の引き下げ（3/18）と保証料の引き下げ（3/23）を開始
- ・市町村、県内経済団体（商工会、商工会議所等）、県制度融資取扱金融機関を対象とした「金融・雇用対策説明会」の開催（3/26）
- ・県立高等技術専門校及び障害者職業能力開発校を 4 月 10 日から 14 日まで臨時休業（4/6）、同

臨時休業期間を5月6日まで延長(4/14)

- ・ 駐仙台大韓民国総領事館から、N95 マスク 100 枚、化学防護服 50 着の提供 (4/17)
- ・ 友好県省の中国吉林省に対し、大連事務所を通して医療用資材の支援を要請(4/2)し、同省から 一般用マスク 3 万枚が到着 (4/23)

<農政部>

- ・ 関係機関(JAほか、関係団体等)への周知(随時)
- ・ 特定家畜伝染病防疫対策衛生資材(防護服・N95 マスク等)の提供について保健福祉部と調整(2/7)
- ・ 食料流通の状況、学校給食停止による影響等を関係団体から情報収集(随時)
- ・ 県主催イベント開催の中止、延期や縮小の対応。開催する場合も感染予防対策を実施(2/21~随時)
- ・ 「宮城県産の農畜産物の消費拡大」に係る情報についてホームページへ掲載(3/5)
- ・ 工事現場等で患者発生時の連絡体制を構築(3/5~)
- ・ 工事又は業務の一部中止の申出があった場合の連絡体制を構築(3/2~)
- ・ 食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(農林水産省通知)について関係機関(JAほか、関係団体等)へ周知(3/18)
- ・ 農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(農林水産省通知)について関係機関(JAほか、関係団体等)へ周知(3/18)
- ・ 畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(農林水産省通知)について関係機関(JAほか、関係団体等)へ周知(3/18)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対し、「農林業経営サポート資金」(無利子の県制度資金)による運転資金の調達を支援。(4/10~)
- ・ 新型コロナウイルスの拡大に伴い、農業者の営農活動への影響が懸念されるため、県庁農業振興課、県内7カ所の地方振興事務所及び亘理・美里農業改良普及センターに農業経営相談窓口を設置。(4/3~)
- ・ 県立農業大学校を4月8日から14日まで臨時休業(4/6)、同臨時休業期間を5月6日まで延長(4/10)
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う休業について農業大学校へ通知(4/23)
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う事業継続の要請について関係機関(卸売市場、JAほか、関係団体等)へ周知(4/23)

<水産林政部>

- ・ 関係機関(水産業協同組合、森林組合、木材協同組合等)への周知(1/31~随時)
- ・ 水産物・林産物の流通状況の把握(魚市場、水産加工、小売関係事業者、森林組合、木材協同組合等)(3/2~)
- ・ 他国へ入港する遠洋鯉鮪漁船及び外国人乗組員確保等に関する情報等の把握(3/3~)
- ・ 工事又は業務の一時中止措置等の通知(2/28通知、最大で3/12時点で工事2件、業務10件で一時中止措置。3/23時点で全て再開)
- ・ 工事現場等で患者発生時の対応等を通知(3/6通知、3/25時点報告なし)
- ・ 緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応等を通知(4/9通知、4/9時点工事1件で一時中止の申出)
- ・ 外国人技能実習生(水産加工、沿岸漁業)の確保等に関する情報の把握(4/3~随時)
- ・ 沿岸漁業の収入減少等に伴う融資等の情報把握(4/3~随時)
- ・ 会議・イベント等の開催方法の検討(随時)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対し、「農林業経営サポート資金」(無利子の県制度資金)による運転資金の調達を支援(4/10~)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し、「新型コロナウイルスに関する漁業経営相談窓口」を設置(4/21~)するとともに、「漁業経営サポート資金」(無利子の県制度資金)による運転資金の調達を支援(4/27~)
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の一時中止措置について通知(4/23 通知, 4/24 時点 工事1件, 業務2件で一時中止中)
- ・宮城県における緊急事態措置について(適切な感染症防止対策について)通知(4/24)

<土木部>

- ・関係機関(港湾事業者, 空港関連事業者, 建設業等関係団体, 県営住宅管理団体, 都市公園管理団体等)への周知(随時)
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知(2/28 通知, 最大で3/12 時点で工事42件, 業務17件で一時中止措置。3/23 時点で全て再開)
- ・学校の臨時休校に伴う技術者の育児休暇等の取扱いを通知(3/3 通知)
- ・工事現場等で患者発生時の対応等を通知(3/6 通知, 4/7 時点報告なし)
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の一時中止措置について通知(4/17 通知, 4/24 時点 工事13件, 業務18件で一時中止中)
- ・県立都市公園(7公園)の遊具の利用休止(4/20~)
- ・向洋海浜公園の駐車場の閉鎖(4/24~)
- ・県立都市公園の指定管理者及び公園利用者に対し感染拡大を防止するため, 密集を作らない等, 公園利用の仕方について周知徹底(4/24)

(仙台空港関係)

- ・仙台国際空港(株)が対策会議を開催し, 各空港関係機関の対応状況について情報共有(2/27)(港湾関係)
- ・仙台塩釜港(仙台港区, 塩釜港区, 石巻港区)港湾保安委員会を開催し, 情報共有と連絡体制を確認(2/7)
- ・5月までに仙台塩釜港へ寄港が予定されていたクルーズ船のうち5便(仙台港区2, 石巻港区3)の運行が中止(仙台港区2, 石巻港区2)(4/21 時点)
- ・国際コンテナ定期船の運休情報はなし(4/27 時点)
- ・自動車運搬船及びRORO船の国内定期船については, 一部減便が発生している(4/27 時点)

<出納局>

- ・県公金取扱金融機関に対し窓口における感染予防及び柔軟な働き方の促進等について依頼(3/2)
- ・感染拡大防止に向け一時中止等を行った工事等に関する総合評価落札方式等における取扱いを通知(3/12)
- ・建設工事及び建設関連業務の入札参加資格審査(随時申請)等を対面審査から郵送による受付審査に変更(4/13)
- ・県内金融機関等に対し, 適切な感染防止対策を講じた上での事業継続を要請(4/22)

<企業局>

- ・水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者への感染予防徹底の周知(1/31)
- ・仙台国際ビジネスサポートセンター利用者に対するチラシ掲出による注意喚起(1/31)
- ・感染者拡大による物流への影響を考慮し, 薬品, 燃料及び資機材等の十分な在庫量を確保(1/31)

- ・国が定める水道水質基準に基づき、適切な塩素消毒を実施しているため、安全な水を供給していること及び感染症予防として、身近な水道水での手洗い・うがいが有効な旨をホームページ上で周知（2/21）
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知（3/4、3/11時点で報告なし）
- ・水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者を参集した新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、作業員・職員等が感染した場合の業務継続に向けた対応方針を確認及び情報共有（3/18）
- ・改めて、安全な水を供給していること及び感染症予防として、身近な水道水での手洗い・うがいが有効であることを周知するとともに、水道局を名乗り、「新型コロナウイルスが水道管に付いているので除去する」等の不審な電話があったと全国の消費生活センター等に複数寄せられていることから、ホームページ上で注意喚起（4/3）
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応等を通知（4/9通知、4/14時点工事1件で一時中止の申出）
- ・薬品を最大貯蔵とするよう、局内各事務所、水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者に指示（4/15）
- ・薬品の調達が困難となった場合に備え、代替の調達先を確認（4/15）
- ・浄水場等の作業従事者感染時に、長期間にわたる業務体制の変更となった場合の課題整理のため、優先業務を絞った3班編成等の勤務体制の試行を開始（4/20）

<教育庁>

- ・関係機関（市町村教委、教育事務所、県立学校）への周知（随時）
- ・県図書館、県美術館、東北歴史博物館等でアルコール消毒液設置、注意喚起チラシ掲示
- ・卒業式、高校入試、出席停止及び臨時休業の対応について通知（市町村教委、教育事務所、県立学校）（2/26）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について通知（市町村教委、教育事務所、県立学校）（2/28）
- ・県立自然の家（松島・蔵王・志津川）の教育事業中止及び団体受入停止（2/29～）
- ・図書館、美術館、東北歴史博物館、県有体育施設（総合運動公園等）の一部施設及びサービスを休止（2/29～）
- ・新型コロナウイルス感染症患者発生に伴う県立特別支援学校の臨時休業について追加決定（3/2）
- ・令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について通知（県立学校、市町村教委、教育事務所）（3/24）
- ・令和2年度当初の時期における学校活動の留意点等について通知（県立学校、市町村教委、教育事務所）（4/1）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について通知（県立学校、市町村教委、教育事務所）（4/6）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について通知（臨時休業の延長）（県立学校、市町村教委、教育事務所）（4/13）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う対応について通知（県立学校、市町村教委、教育事務所）（4/23）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長等について通知（県立学校、市町村教委、教育事務所）（4/29）

<警察本部>

- ・対策室を設置（1/29）情報収集の強化、関係機関との連携強化
- ・新型コロナウイルス感染拡大に乗じた特殊詐欺への注意喚起（2/13～）

- ・ 県警本部長を長とする「宮城県警察新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（2/29）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る運転免許証更新期限の延長（3/14～）
- ・ 銃砲一斉検査等の実施延期（4/3～）
- ・ 緊急事態宣言対象地域の拡大に伴う治安対策の強化（4/17～）
- ・ 知事による住民への外出自粛要請に伴う協力依頼への対応（4/21～）
- ・ 運転免許業務の一部休止（4/25～5/6 免許更新業務等）

